

令和8年度

令和8年度 町単独那賀町工業用水道河川取水場
1号取水ポンプ取替え工事

機械設備特記仕様書

那賀郡那賀町

第1章 総則

第1節 適応

本特記仕様書は、「令和8年度 町単独那賀町工業用水道河川取水場1号取水ポンプ取替え工事」に適用するもので、特記仕様書に準拠し、監督員の指示に従って施工しなければならない。

また、本特記仕様書に、特に定めていない事項については全て監督員と協議し指示を受ける。

特記仕様書は共通仕様書に優先するものとする。

第2節 一般事項

1.請負者は、本工事を施工するにあたり、共通仕様書・特記仕様書並びに関係法規を熟知し、これを遵守しなければならない。

2.契約締結後、速やかに設計図書及び施工計画書を監督員に提出し監督員に承諾を得なければならない

3.工事の施工にあたっては、保安・公衆衛生等に関する諸法規を遵守し現場管理、施工管理に十分な注意を払い、災害防止に努めて施工すること。

4.他の関連工事(送水管、付属施設等)と、工事用地及び施工上競合する部分については工事施工に際してあらかじめ監督員の指示に従って関連工事請負者と綿密な連絡をとり、相互協調あって施工するものとする。

第3節 承認事項

1.請負者は、契約締結後直ちに設計条件、設計図面により機器を設計し機器の据付図、配管図、電気関係線図、主要機器断面寸法図、主要材料メーカーリストの図書を提出し承認を受けるものとする。

2.請負者は、書類提出後監督員の承認を得てから製作及び施工するものとする。

第4節 適応規格

1.特記仕様書に記載なき事項については、下記の規格、基準等に準拠するものとする。

- (1) 日本工業規格 (J I S)
- (2) 日本電気工業会標準規格 (J E M)
- (3) 電機設備技術基準
- (4) 内線規定
- (5) 労働安全衛生規則
- (6) その他関係法規

第5節 その他

1.請負者は、竣工後技術者を派遣し、監督員及び地元関係者に取扱い要領、維持管理等の指導を行うものとする。

第2章 揚水機及び付帯設備

第1節 概要

本設備は、取水ポンプ場より工業用水を揚水するものでポンプ河川の水位による自動運転を基本とする。

第2節 ポンプ設備

第1取水施設 取水ポンプ

1.仕様	(1)口径	150mm
	(2)吐出し量	1.73m ³ /min
	(3)電圧	200V
	(4)電原周波数	60Hz
	(6)定格電動機出力	45KW
	(7)全揚程	70m
	(8)極数	4P
	(9)同期回転数	1800回/min
	2.予備品	銘板
3.特記事項	電動機は水中仕様の構造とする。	
	水封式水中耐水絶縁形	

第3節 ポンプ構造概要

本ポンプは工業用水を揚水するもので、水中において連続運転に耐える堅牢な構造とすること。ポンプは振動や騒音が少なく円滑に運転できると共に特に有害なキャビテーション現象が発生しない構造とする。

第3章 試験・検査

第1節 材料検査

主要部品について行うものとし、試験成績表その他監督員が指示する書類を提出し、承認を受けることにより検査に代えることができるものとする。

第2節 部品検査

材料検査と同じ

第3節 工場検査

請負者は工場試験に先立ち、試験要領書を監督員に提出し、承諾を得て工場検査を行い、合格したものを納入しなければならない。

第4節 現場運転調整

据付等全て完了後監督員の立会の上、各機器動作試験、試運転調整を行ない異常なきことを確認するものとする。また、これに要する費用は一切請負者の負担とする。

第4章 その他

- (1) 工場製作に先立って、仕様書、施工計画書、設計計算書、設計図等を作成し、承認をうけること。
- (2) 工事完了後直ちに完成図書を3部作成し提出すること。
- (3) 試運転調整時には、指導員を派遣し、その指導にあたること。
- (4) ポンプ、電機設備、主配管等の工場製作状況及び、据付状況等について適宜、写真撮影記録を取ること。また、電気配管で埋設される部分、完成後、明視できない部分等については、特に留意して写真撮影を行うこと。
- (5) 契約書、設計計算書及び仕様書に指示されていない事項であっても、設備施工上当然と認められる軽微な事項については、請負者の負担で処理するものとする。

令和8年度

令和8年度 町単独那賀町工業用水道河川取水場
1号取水ポンプ取替え工事

電気設備特記仕様書

那賀郡那賀町

目 次

第1章 一般事項		
1-1 総 則	2
1-2 工事場所	2
1-3 適用規格	2
1-4 提出図書	2
1-5 検査及び試運転	3
1-6 竣工及び保証	3
1-7 その他	3
第2章 工事範囲		
2-1 竣工範囲	4
2-2 機 場	4
第3章 電気設備		
3-1 外部配線	5
3-2 概要	5
3-3 機器仕様	5
第4章 電気設備据付工事		
4-1 共通事項	6
第5章 電気設備配線工事		
5-1 共通事項	7
5-2 材 料	7
5-3 据付工事	7
5-4 接地工事	7

第1章 一般事項

1-1 総則

本特記仕様書は、令和8年度 町単独那賀町工業用水道河川取水場1号取水ポンプ取替え工事に適用する。

1-2 工事場所

徳島県那賀町

1-3 適用規格等

本工事を施工する際には下記規格、基準、法規等を遵守すること。

- (1) 徳島県土木工事共通仕様書
- (2) ポンプ据付工事施工管理基準
- (3) 電気設備計画技術マニュアル（高低圧編）
- (4) 日本工業規格（JIS）
- (5) 電気規格調査会標準規格（JEC）
- (6) 日本電機工業会標準規格（JEM）
- (7) その他関係法規、条例等

1-4 提出図書

(1) 承認申請図書

製作打合せ完了後、下記書類を提出し、製作するものとする。

- ア. 製作仕様書
- イ. 機器寸法図
- ウ. 機器構造図
- エ. 機器据付図
- オ. 配線図
- キ. 必要な計算書
- ク. その他必要と認められるもの

(2) 完成図書

- ア. 完成図書（承認図と同一内容）
- イ. 検査成績書
- ウ. 機器取扱い説明書

なお、提出部数は、打合せによるものとする。

1-5 立会検査及び試運転

- (1) 検査及び試運転に先立ち、検査及び試運転に関する要領書を提出のこと。
- (2) 検査及び試運転は、原則として監督員立会いの上、実施するものとする。
- (3) 検査及び試運転の結果、仕様書を満足しない欠陥等が発見された場合は、請負者の負担においてただちに改善するものとする。

1-6 竣工及び補償

- (1) 監督員の指示する検査の完了をもって工事の竣工とし、検収するものとする。
- (2) 竣工後、1年以内に設計製作上の不備などの原因で故障が生じた場合は、停滞なく無償で修理するものとする。

1-7 その他

- (1) 本仕様書に記載、あるいは明示していない場合であっても、機能上当然必要と思われる事項については、監督員の指示を受け補足するものとする。
- (2) 本工事施工に伴う仮設電力料金は全て、含まれるものとする。
- (3) 諸官庁への諸手続きは、全て請負者が代行するものとする。

第2章 工事範囲

2-1 竣工範囲

下記設備の設計、製作、輸送、据付、及び試運転までとする。

- (1) ポンプ設備 (ケーブル工事)
- (2) 電気設備

2-2 機 場

- (1) 那賀町工業用水道河川取水場 (小仁宇)

第3章 電気設備

3-1 外部配線

3-2 概要

外部配線及びプルボックスの老朽化に伴い、更新を行うものである。

3-3 外部配線

(1) NO1取水ポンプ (P1) からP.BOX (PB1-4) 1式

第5章 電気設備据付工事

4-1 共通事項

- (1) 機器類の据付には、専門技術者の指導により施工すること。
- (2) 機器類の据付には、あらかじめ現場寸法を実測し仮芯を行うこと。
- (3) ポンプ据付には強靱なライナー等を使用し、芯出しを正確に行うこと。
- (4) 配管は丁寧に行い、管に無理な力が加わらないように施工すること。
- (5) ホールインアンカーにて取付ける個所のアンカー打ち込みは十分に注意を払い、所定の強度が出るように施工のこと。

第6章 電気設備配線工

5-1 共通事項

- (1) 本章は主として盤及びその他電気機器の据付配線及び配線工事の施工用とする。
- (2) 主要機器の据付（取付け）位置の決定に当たっては、監督員の指示によること。

5-2 材 料

(1) 電 線

(イ) 主回路用電力ケーブル 架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル
600V CVT60sq 以上

(ハ) 接 地 線 600Vビニルシースケーブル絶縁電線
IV22sq 以上

(2) その他必要なもの

5-3 据付工事

動力制御盤の据付は見苦しくないよう細心の注意を払いライナー調整等により取付けボルトにて据付を行うこと。

5-4 接地工事

接地工事は保安のため電気機器、金属などの電気工作物に設置線を布設するもので、漏電による感電、火災防止のためにも電氣的に確実に施工のこと。